



宇城広域連合消防本部からのお知らせ



暖房機器使用による火災の防止について

日に日に寒さが増す時季となり、ご家庭の暖房機器（石油ファンヒーターや石油ストーブ等）や暖房用の油を使用する機会が増え、使用方法の誤りや暖房機器の維持管理不十分による火災発生のおそれがあります。

暖房機器では、間違ってガソリンを使用したり、石油ストーブ上で洗濯物を乾燥したりと**大変危険な使用**により火災となった事案があります。

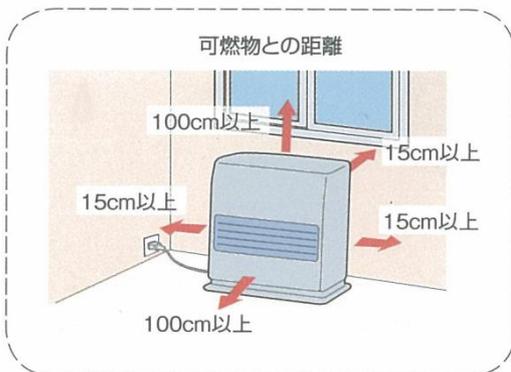
火災は少しの注意で防げるものであり、使用前点検や日常点検をお願いします！

石油燃焼機器を使用する際に注意すること

- 石油ファンヒーター・石油ストーブ等には、決められた燃料を使用してください。
- 給油時は暖房器を必ず消火してから行ってください。
- 使用する際には、壁などや可燃物から十分な距離をとってください。
- カーテン・布団や毛布など、燃えやすいもののそば、ほこりの多い場所では使用しないでください。
- 石油ストーブの上で洗濯物を乾燥しないでください。

※不良灯油などの処理については、最寄りの石油販売店またはガソリンスタンドへ問い合わせさせていただくか、産業廃棄物処理業者へお問い合わせください。

使用例



誤給油による出火例



問合せ先: 宇城広域連合消防本部 予防課
0964-22-1919





宇城広域連合消防本部からのお知らせ



危険物の貯蔵または取り扱いによる、油漏えい事故防止について

冬季における、暖房用の油を使用する機会の増加に伴い、油漏えい事故の発生が危惧されております。

油漏えい事故では、平成28年熊本地震において、少量危険物タンクの転倒、漏えいが多数報告されており、漏えいがあったタンクには防油堤が設置されていないものも報告されております。

管内には、農業用施設で暖房を使用される機会も多くあり、仮に油が流出し田畑・河川・海を汚染すると莫大な被害を被る事故につながり、回収にかかる費用や損害額・被害賠償額は**原因者の負担**となります。

流出事故は、使用前点検や日常点検など少しの注意で防げる事故があります。

油を使う機会が増加する前に点検・確認をお願いします！

また、**万一、油が漏れた時、または漏えいを発見した時には、直ちに消防署(119)へ通報してください！**

危険物の貯蔵または取り扱いについて注意すること

- ・漏れ、あふれ、飛散防止を講じてください。(防油堤の設置)
- ・給油中などに目を離さないでください。
- ・入庫量と出庫量にズレが生じていないか確認してください。(ズレが生じた場合漏えいの可能性があります。)
- ・タンクが転倒しないように固定してください。
- ・腐食・老朽化がないか点検をしてください。
- ・耕起作業などで配管部分を損傷しないように十分注意してください。

※ガソリン・軽油・灯油・重油等の危険物を、指定数量の1/5以上指定数量未満を貯蔵または取り扱う場合は「少量危険物」として消防署へ届出が必要となります。また、指定数量以上となる場合は許可が必要です。

詳しくは管轄する消防本部・消防署・分署へお尋ねください。



設置例



豪雨により流され、漏えいしたタンク



問合せ先:宇城広域連合消防本部 予防課
0964-22-1919

